第8回 近海を操業区域とする中規模の漁船に関する資格制度のあり方に関する検討会

議事次第

日 時: 令和元年 12 月 18 日(水) 10:00~12:00

場 所:低層棟共用会議室2A-2B

- 1. 開 会
- 2. 議 題
 - (1) とりまとめ
 - (2) その他
- 3. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第		
委員等名簿		
資料1	とりまとめ(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
参考資料	規制改革実施計画(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

近海を操業区域とする中規模の漁船に関する資格制度のあり方に関する検討会 委員等名簿

(学識経験者)

座長:塚本達郎東京海洋大学海洋工学部長(機関)

高 崎 講 二 九州大学名誉教授(機関)

畔 津 昭 彦 東海大学教授(機関)

國 枝 佳 明 東京海洋大学海洋工学部教授(航海)

光 延 秀 夫 (一財) 日本船舶職員養成協会参与 (機関)

加藤学(公財)海技資格協力センター業務執行理事(航海)

田 辺 晃 (一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会試験部長⑴型船舶)

平 石 ー 夫(一社)海洋水産システム協会専務理事(漁船システム)

(使用者委員)

小 林 憲(一社)大日本水産会常務理事

檜 垣 浩 輔 全国漁業協同組合連合会参事

筆 谷 拓 郎 (一社) 全国底曳網漁業連合会業務課長

大 石 浩 平 全国さんま棒受網漁業協同組合専務理事

清家一徳大分県旋網漁業協議会会員(大黒水産有限会社)

樋 口 寬次郎 山口県以東機船底曳網漁業協同組合理事

(労働者委員)

髙 橋 健 二 全日本海員組合水産局長

釜 石 隆 志 全日本海員組合水産局水産部副部長補

(技術者委員)

泉 克典 ヤンマー(株)特機エンジン統括部品質保証部長(機関)

小 鯖 利 弘 何小鯖船舶工業代表取締役専務 (造船所)

(行政)

磯 野 正 義 国土交通省大臣官房審議官

森 有 司 国土交通省海事局安全政策課長

堀 真之助 国土交通省海事局海技課長

大 橋 伴 行 国土交通省海事局総務課首席海技試験官 (航海)

植 西 泰 国土交通省海事局総務課次席海技試験官(機関)

榎 本 雄 太 海上保安庁交通部安全対策課長

黒 萩 真 悟 水産庁増殖推進部長

高 瀬 美和子 水産庁増殖推進部研究指導課長

廣野 淳水産庁資源管理部管理調整課長

(オブザーバー)

小見山 康 二 内閣府規制改革推進室参事官

(事務局)

国土交通省海事局海技課

水産庁増殖推進部研究指導課

(案)

近海を操業区域とする中規模の漁船に関する資格制度のあり方について (とりまとめ)

- 1. 規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)において、近海中規模漁船について、小型船舶操縦士1名の乗組みによる航行を可能とするに当たり、併せて必要となる措置等を検討することとされているが、具体的には、安全の確保を前提に、別紙1のとおり、当該漁船の小型船舶操縦者(船長)が修了すべき一定の講習等を措置することが適当である。
- 2. 同計画において、上記 1. を施行するまでの間、乗組み基準の特例を 適用し、一定の要件の下、海技士(機関)の乗組みを省略することがで きることとされているが、具体的には、安全の確保を前提に、別紙 2 の とおり、機関に関する一定の講習を受講した者が乗り組むこと等を要 件とすることが適当である。
- 3. 同計画において、上記 1. の施行後も、近海中規模漁船について、従前どおりの乗組み基準によることができることとし、この場合において、一定の要件の下、海技士(機関)の乗組みを省略することができることとされているが、具体的には、上記 2. と同様の措置を行うことが適当である。

以上

(別紙1)

近海中規模漁船への小型船舶操縦士の乗船措置

1. 小型船舶の要件

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則上の小型船舶の定義を見直し、安全の確保 を前提に、次に掲げる要件に適合する近海中規模漁船について、小型船舶操縦士1名 の乗組みによる航行を可能とする。 [令和元年度末までに省令改正・公布]

(主な要件)

- 長さ24m未満であること。
- ② 総トン数 80 トン未満であること。
- ③ 推進機関の出力が 750kW 未満であること。
- ④ 機関区域が無人の状態であっても、警報により直ちに機関区域に行くことができるよう措置されたものであること。
- ⑤ A重油又は軽油を機関の燃料として使用するものであること。
- ⑥ 海岸から 100 海里未満の水域において航行すること。
- ⑦ 僚船による支援体制が確立されていること。
- ⑧ 一航海の日数が10日を超えないこと。
- ⑨ 船舶の運航及び機関の運転に関する一定の講習を修了した小型船舶操縦者が 乗船すること。(下記2.参照)
- ① 小型船舶操縦者が、操舵場所において、一人で操縦を行うことができるものであること。
- 節 適切な見張りを維持するための体制が確保されていること。
- ① 遊漁船業の適正化に関する法律第2条第2項に規定する遊漁船でないこと。
- ③ 船舶自動識別装置(簡易型を含む。)を備え、かつ、これを常時(操業中を除く。)作動させているもの。(推奨)

2. 船舶の運航及び機関の運転に関する一定の講習

近海中規模漁船について、小型船舶操縦士1名の乗組みによる航行を可能とするに 当たり、当該漁船の小型船舶操縦者(船長)が修了すべき講習の概要は、次のとおり。

(1) 講習の主体

国土交通大臣の登録を受けた民間機関

(2)講習の内容

[船舶の運航に関する科目]

小型船舶操縦者が、近海中規模漁船の運航に関する業務を行うことができるよう必要な知識・能力を習得させるもの。

講習内容については、次のとおり、小型船舶操縦士として有していない知識・能力であって、近海中規模漁船の取扱い、非常時の措置、関係法規など、近海中規模漁船の運航に必要な内容に限定する。

近海中規模漁船等を使用して実技も行うが、総トン数 20 トン以上の漁船に乗り組み、船舶の運航に関する職務を一定期間行った履歴を有する者については、当該実技を省略することができる。

(講習の内容)

【学科】

- 1. 近海中規模漁船の取扱い
 - 一 航海計器
 - 二 船舶設備
 - 三 復原性
 - 四 操船
 - 五 レーダー観測
- 2. 非常措置
 - 一 救命
 - 二 消火
- 3. 法規
 - 一 免許制度
 - ニ 海上交通ルール
 - 三 船長の職務・権限
 - 四 船舶検査制度・登録制度

【実技】

- ー 発航前の準備及び点検
- ニ 解らん及び係留
- 三 レーダー及び航海計器の使用
- 四 見張り
- 五 機関の点検
- 六 発進、直進及び停止
- 七 変針、旋回及び連続旋回
- 八 救命及び消火
- 九 避航操船
- 十 離岸及び着岸

[機関の運転に関する科目]

小型船舶操縦者が、メーカーマニュアルに従い、近海中規模漁船のディーゼル機関 (出力装置、プロペラ装置、補機、電気設備等を含む。以下同じ。)を運転できるよう 必要な知識・能力を習得させるもの。

講習内容については、次のとおり、小型船舶操縦士として有していない知識・能力であって、ディーゼル機関の取扱い、保守点検、故障時の対処など、近海中規模漁船の機関の運転に必要な内容に限定する。

実際の機関又はその模型を使用した実習も行う。

乗船履歴に応じ、講習の内容の一部を省略することができる。

(講習の内容)

- ① ディーゼル機関の取扱い
 - ー 機関の安全な使用
 - 二機関の概要
 - 三 機関の燃料油・潤滑油・冷却水
 - 四 機関の運転のしかた
 - 五 海洋汚染の防止
- ② ディーゼル機関の保守点検
 - 一 船上における保守点検項目及び周期
 - ニ 船上における保守点検要領
- ③ ディーゼル機関の故障時の対処
 - ー 機関の故障原因
 - 二 機関の故障時における応急的な対処
 - 三 火災、浸水による機関の損傷制御

(別紙2)

近海中規模漁船の機関士の乗組み省略要件

|1. 海技士(機関)の乗組み基準の見直し

船舶職員及び小型船舶操縦者法第 20 条第 1 項の規定による乗組み基準の特例を適用し、安全の確保を前提に、次に掲げる要件に適合する近海中規模漁船について、海技士(機関)の乗組みを省略することができることとする。[令和元年末までに措置]

(主な要件)

- ① 長さ24m未満であること。
- ② 総トン数 80 トン未満であること。
- ③ 推進機関の出力が 750kW 未満であること。
- ④ 機関区域が無人の状態であっても、警報により直ちに機関区域に行くことができるよう措置されたものであること。
- ⑤ A重油又は軽油を機関の燃料として使用するものであること。
- ⑥ 海岸から 100 海里未満の水域において航行すること。
- ⑦ 僚船による支援体制が確立されていること。
- ⑧ 一航海の日数が10日を超えないこと。
- ⑨ 海技士(機関)の代わりに、機関の運転に関する一定の講習を修了した機関担当者が乗り組むこと。(下記2.参照)
- ⑩ 機関の保守整備に関する陸上の支援体制が確立されていること。
- ① 遊漁船業の適正化に関する法律第2条第2項に規定する遊漁船でないこと。

2. 機関の運転に関する一定の講習

近海中規模漁船について、海技士(機関)の乗組みを省略する代わりに、当該漁船 において機関の運転に関する業務を担当する者(機関担当者)が修了すべき講習の概要は、次のとおり。

(1) 講習の主体

国土交通大臣が認める民間機関

(2) 講習の内容

機関担当者が、メーカーマニュアルに従い、近海中規模漁船のディーゼル機関(出力装置、プロペラ装置、補機、電気設備等を含む。以下同じ。)を運転できるよう必要な知識・能力を習得させるもの。

講習内容については、次のとおり、ディーゼル機関の取扱い、保守点検、故障時の対処など、近海中規模漁船の機関の運転に必要な内容に限定する。

実際の機関又はその模型を使用した実習も行う。

乗船履歴に応じ、講習の内容の一部を省略することができる。

(講習の内容)

- ① ディーゼル機関の取扱い
 - ー 機関の安全な使用
 - ニ機関の概要
 - 三機関の燃料油・潤滑油・冷却水
 - 四 機関の運転のしかた
 - 五 海洋汚染の防止
- ② ディーゼル機関の保守点検
 - 一 船上における保守点検項目及び周期
 - ニ 船上における保守点検要領
- ③ ディーゼル機関の故障時の対処
 - 一 機関の故障原因
 - 二 機関の故障時における応急的な対処
 - 三 火災、浸水による機関の損傷制御

規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定) (抄)

II 分野別実施事項

2. 水産分野

(4) 海技士の乗組み基準の見直しについて

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	海技士の乗	a 安全の確保を前提に、併せて必要と	令和元年度	農林水産省
	組み基準の	なる措置等を検討した上で、近海(100	結論・措置	国土交通省
	見直しにつ	海里以内)を操業する中規模(総トン		
	いて	数 20 t 以上長さ 24m 未満) の漁船 (以		
		下「近海中規模漁船」という。) につい		
		て、船舶職員及び小型船舶操縦者法		
		(昭和 26 年法律第 149 号) 上の小型		
		船舶の定義を見直し、小型船舶操縦士		
		1名の乗組みによる航行を可能とす		
		る旨の法令改正を行う。		
		b aの法令改正の施行までの間、近海		
		中規模漁船について、船舶職員及び小		
		型船舶操縦者法第 20 条第 1 項の規定		
		による乗組み基準の特例を適用し、安		
		全の確保を前提に、機関に関する一定		
		の講習を受講した者が乗り組むこと		
		や、僚船から支援を受けること等一定		
		の要件の下、海技士(機関)の乗組み		
		を省略することができることとする。		
		c aの法令改正の施行後も、近海中規		
		模漁船について、小型船舶操縦士では		
		なく、海技士の乗組みを希望する場合		
		には、従前どおりの乗組み基準による		
		ことができることとし、その場合にお		
		いて、機関に関する一定の講習を受講		
		した者が乗り組むことや、僚船から支		
		援を受けること等により海技士(機		
		関) の乗組みを省略することができる		
		こととする。		